



基本目標Ⅶ 男女共同参画社会を目指す推進体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、多様な市民ニーズを的確に捉え、男女共同参画に関わる課題の解決を図るため、行政だけでなく市民、地域、事業者が一体となって取組を推進することが不可欠です。そのため、男女共同参画審議会による計画の進捗管理や男女共同参画推進委員会活動と企業・団体との連携活動の活性化を図り、各種団体との連携を推進することが必要です。また、男女共同参画は市民の様々な分野に関わるため、庁内関係各課との連携体制の強化が重要となります。

さらに、活動拠点として、甲府市男女共同参画センターの利用促進を図るとともに、市民、事業者、関係機関等とも連携を図りながら計画を推進することが重要です。その他、国・県・関係機関等との連携・協力を引き続き図っていく必要があります。

Ⅶ-1 市民参加による推進体制の整備

諸問題の解決を図るため、市民・事業者の協力を得ながら計画を着実に推進するよう努力していくことが重要です。

庁内推進組織を充実し、本計画に盛り込まれている施策・事業を計画的に展開するとともに、国・県・関係機関等と連携・協力を図ります。



市民の取り組み

- 男女共同参画を難しく考えず、身近なところからできることを始めてみましょう。
- 推進活動に積極的に協力しましょう。
- 市の活動等に仲間を誘って参加しましょう。



事業者の取り組み

- 男女共同参画を進める事業に積極的に参加しましょう。



行政の取り組み

- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進委員会を継続運営し、総合的かつ効果的な推進を積極的に進めます。
(人権男女参画課)
- 情報交換や交流のできる場として「甲府市男女共同参画センター」の利用促進に努めます。
(人権男女参画課)
- 男女共同参画を推進する団体を支援するとともに、情報交換や交流のできる報告会・交流会の場を広め、ネットワークづくり等の連携を図ります。
(人権男女参画課)



- 男女共同参画都市宣言の周知を図るため、男女共同参画推進委員会による学習会や、パンフレットの配布等による情報発信を行います。
(人権男女参画課)
- SDGs に関連する取組を実施する団体等を支援します。
(SDGs 推進課)

Ⅶ-2 庁内推進体制の充実

本計画に基づいた様々な取組について、関係各課及び団体等と男女共同参画主管課が連携、協働し、全庁的に男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。また、市が率先して女性職員が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。



行政の取り組み

- 施策が確実に推進されるためには、管理と評価を行うことが必要です。男女共同参画推進連絡協議会において推抄状況を毎年把握するとともに、状況の変化に応じた見直しを行います。
(人権男女参画課)
- 全庁を対象にして、管理職及びその他の職員に対する働きやすい職場環境に関する研修を実施します。
(研修厚生課)

